

岩手県告示第872号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、公共測量を実施する旨花巻市長から次のとおり通知があった。

平成27年10月30日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 公共測量を実施する地域 花巻市内（都市計画区域）
- 2 公共測量を実施する期間 平成27年9月9日から平成28年2月5日まで
- 3 実施する公共測量の種類 公共測量（花巻都市計画図の座標補正・数値地形図データの更新）